

## 平成 19 年度 第 8 回三条市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 開催日時 平成 19 年 7 月 18 日（水）午前 9 時 30 分～10 時 30 分
- 2 会 場 市役所 4 階第三委員会室
- 3 出席者等 委員：西澤会長、五十嵐副会長、坂内委員、箕輪委員、佐久間委員、  
箕輪委員、原田委員、柴沢委員、中村委員、野崎委員  
大久保委員  
市：長谷川市民部長  
生活環境課（大平課長、永田補佐、高橋副参事、大谷主任）  
清掃センター（尾崎センター長）  
計 16 人
- 4 審議会記録  
議長（西澤会長） 第 8 回審議会を開催したいと思います。先回の審議会では、中間答申案のまとめとして事務局案を作成してもらい、本日それについて検討するという予定になっておりました。  
今回の審議会の次第に沿いまして、議題第 1 号ごみ処理手数料の修正案について事務局から説明をお願いします。  
事務局（補佐） ごみ処理手数料の見直し、併せ産廃の許可制について、事務局では市長以下理事者と協議を行い、審議会案を最終的に検討した結果、パブリックコメントでの意見、事業所説明会及びアンケート調査の意見等を考慮して提案させていただきます。  
<議第 1 号：ごみ処理手数料の修正案について説明>  
議長（西澤会長） ご質問・意見等お願いいたします。  
佐久間委員 企業のごみは企業で処理するのは当然だと思います。ただ、利益格差があるので全て実行するのは難しいと思います。  
処理経費の 30%負担の根拠はあるのか、また、16 年度と 17 年度のごみ搬入量の差がないにもかかわらず、処理経費が違う理由は何か。  
事務局（課長） 負担率 30%の根拠は、15 年度の家庭ごみ有料化の負担率を 15%として算定した際に、清掃センターへの直接搬入ごみも改正しました。その時の算定根拠として、家庭ごみ 15%であれば、事業系はその倍の 30%ということで設定させていただきました。今回も従量制に変えるということで負担率については当面

同じ率を適用し 30%にさせていただきました。

2点目の経費の5千万円の差であります。ごみ処理経費については、薬品等の物品購入、人件費等も含まれております。また、処理場の修繕等で毎年差が出ることもありますのでご理解いただきたい。

佐久間委員

30%負担率の根拠の説明は非常に不可能に近いと思います。家庭ごみと事業系ごみの負担率の全国の市町村平均が知りたい。事業系ごみは利益集団なので、家庭ごみより負担率が余計になると思います。本来ならば全て事業所で処理しなさいと言われれば、処理しなければならないと思いますが、そこまでは言えない。企業としても努力しなければならない。今回、金額を下げられたことは評価しております。

事務局（課長）

家庭ごみと事業系ごみの負担率について、他市町村の状況を次回までに調査しておきます。

議長（西澤会長）

今までの案の最終年度（平成25年度）までに10kg120円の設定は、ほぼ6割を負担してもらうとの考え方でありました。私の考えでは、処理手数料の何%をおまけすることはおまけした分を事業者に補助金が渡っていることになり、隠れた補助金はよろしくない。補助金は補助金として別途支出し、処理手数料は使った分だけいただくことが本来の姿だと思います。

しかし、こういう形で補助を行うことは、三条市の企業の育成にとって必要であると、今回市長が判断したと理解しています。

この度の事務局提案は、三条市としての覚悟を示したと思います。処理手数料を大幅に値上げすることによって、ごみの減量化を図ろうという主旨もありましたが、その方法ではなく、いろんな方策を積極的に推進して、ごみ減量化を図るという決意の表れだと思います。

ただ心配なのは、当初の値上げ案のときに、三条市の処理手数料は安すぎるもんだから、他市町村から事業者がどんだごみを持ってくるという状況もあって、それに対して他市町村よりも安くないような料金体系を目指したわけでございます。これについて事務局は何か考えておりますか。

事務局（課長）

県央地域内では燕市が30～52円、加茂市は30円であり、こ

の地域では三条市の 60 円は高くもないし、安くもないと思います。

議長（西澤会長） 新潟市よりも安いので新潟市から持ち込まれるのではないか。

事務局（課長） 他市からの持ち込みについては、業者に話しをすれば理解してもらえenと思います。その辺の規制は今後の検討課題になります。ただ、燕、加茂と比較しますと高くなりますので、燕、加茂からの搬入はなくなると考えております。新潟市からの搬入は個別に検討していきたいと思います。

佐久間委員 他市町村からのごみの搬入はたくさんあるのですか。

事務局（補佐） 昨年、清掃センターで搬入ごみの調査を行ったところ、他市の事業所ごみが出てきた。例えば、営業関係で三条の支店に一括でごみを集め、三条市に搬入しているなどが想定されます。

佐久間委員 ごみの収集業者はいろんな市町村の企業のごみを集めて三条市に搬入しているのですか。市外のごみも搬入しているのか。

事務局（部長） ごみは原則的に自区内処理、三条市で排出されたごみは三条市で処理することが廃掃法で決まっています。処理許可業者は三条市長が許可をして三条市内のごみを集めてくる。本来であれば、三条市以外のごみが、営業所の本支店関係を含めてもありえないことが大原則。調査の結果、そういったごみが推計されるということで、今回審議会で議論していただいた。

佐久間委員 それですと、収集業者に守ってもらうよう通達を出さなければならぬですね。

議長（西澤会長） 通達や抜き打ち検査をしなければ、隠れて持ち込まれる可能性もある。

坂内委員 抜き打ち検査しか方法はない。

議長（西澤会長） 通達で、ときどき抜き打ち検査をやりますとしたらどうか。

佐久間委員 抜き打ち検査をしても、他市町村のごみが混ざっていた場合、

搬入ストップの権限が市にあるのか。

- 議長（西澤会長） つまり、業者に許可を与えているのでそれを取り消す。
- 坂内委員 ときどき抜き打ち検査をやるという通達を出すことは良い。
- 五十嵐副会長 逆に三条市のごみが他市に搬入される場合もあると思われるが、行政側として横の連携や情報交換をしていますか。
- 事務局（補佐） 特別にそういう調査もないので情報交換はしていません。
- 中村委員 通常、産業廃棄物はマニフェストがあり、ごみの追跡はあたりまえ。三条市の事業系のごみは排出者と許可業者が契約していると思います。許可を与えるが枠組みが明確ではない。年2回搬入報告はあるが、そういうことも含めて市外からの搬入搬出については、その辺の仕組みを組み込むだけで解決するのではないか。  
許可業者は三条市の方針にそって、進めていく役割も担っている。三条市はISO14001も取得しているので、許可業者に指導してはどうか。
- 事務局（部長） 今回審議いただいているのは、三条市のごみの適正排出、適正処理、さらに減量化をしたいとのことをお願いしております。減量化計画では、平成25年度までに5,526トン減量しなければならない。そうでないと新しい施設を建設できないところまで追い込まれています。皆さんからご答申をいただいた中で、排出業者及び収集業者には厳しいお願いをしなければならないと考えております。あらゆる政策を構築しながら、さらに取り組みを強化していきたいと考えております。
- 事務局（課長） ISO14001は、組織内部についてはPDCAサイクルが十分機能しているという判断で、今年度から取り組みを止めています。ただし、それに変わるものとして、地球温暖化対策の中での率先行動計画に取り組みをシフトして、引き続き地球温暖化対策やごみの減量化について取り組むことにしております。
- 議長（西澤会長） それでは、事務局の提案を了承することでよろしいでしょうか。（意見なし） 特にご反対がないようですので、事務局の提

案を審議会として了承いたしました。

続きまして、併せ産廃の受入基準について事務局の説明をお願いします。

事務局（補佐） <議題2号：併せ産廃の受入基準について説明>

箕輪委員 小規模事業者の定義、資本、従業員数の基準はどうなっているのか。減量計画書の提出とあるが、経済活動の縮小にならないのか。計画書の提出について、今少し内容をはっきりと、例えば生産活動を広げることもあると思うが、必ずしも減量化につながらない、むしろ増量になる。こういうことも触れておかないと、ただ単にごみを減らせでは生産活動が鈍ってしまう。

事務局（課長） 小規模事業者の定義は、従業員数や売上ではなく、実際に併せ産廃を排出している事業者を想定しています。今の案ですと25年度までに50トンに削減する。今併せ産廃を搬出している事業者はほとんどが50トン未満です。その小規模という定義が不適切かもしれませんが、基本的には50トン未満の事業者は育成していく考えです。それと、計画書につきましては、事業活動と合わせた中で削減計画を出していただきたい。

議長（西澤会長） 原則禁止で特別に許可するという考え方ですね。

佐久間委員 受入許可の要件は決まっていますか。

事務局（課長） 今の段階では具体的には決めていません。今後審議会の中で、減量化施策の検討をふまえて協議をお願いしたい。

議長（西澤会長） 念頭にあるのは、今持ち込んでいる事業者は許可しようという考え方です。

佐久間委員 小規模事業者の要件は、資本金とか従業員数は。

事務局（課長） ないです。将来的には50トン未満の基準で、現にあるのは50トン未満ではない。あくまでも併せ産廃の搬入量から見た小規模事業者であって、資本金、従業員数ではない。併せ産廃50トン未満までは受入する。

佐久間委員

豆腐は利益の割におからが多くです。豆腐屋としてはおからの処理は昔から考えて減量化を進めているが、現在はこれ以上どうにもならない。

市内には2社300トン以上の事業者のうち2社が豆腐屋だと思うが、汚水処理の検査時期には1億円かかり、ランニングコストも毎月20万円以上かかる。それらも経営を圧迫している。これ以上いろんなことをやると経営に影響する。ただ、お金を貸し付けて設備を入れても借りたお金を返せない可能性もなる。その辺も考えていただきたい。

新潟食品リサイクルセンターはおからに関して、今年度10kg120円、20年度以降130円で受入れるが、この値段ではとてもあわないので、県内の豆腐屋は一切搬入してないそうです。

ごみを減量化する方策はいろいろある。設備の融資だけではなくて、補助金を出して設置することになれば、規模の小さな事業所でも可能だと思うので検討していただきたい。

議長（西澤会長）

受入数量制限が年度を追って減っていくことに対応できますか。

佐久間委員

非常に難しい。減量化設備を入れれば可能であるが、費用、設備を入れる敷地、減量化した後の灰の処理等の問題がある。

たい肥づくりは、農協、県、市、排出業者が一体となって進めなければうまくいかない。

完全に燃えるごみだけで焼却場を利用して、生ごみはリサイクルにまわせば焼却ごみは大きく減少する。

箕輪委員

木工業界も、金物業界から非常に単価をたたかれて儲けの出ない仕事。併せ産廃の規制は大きな負担になる。

自分の企業でごみ処理ができる制度を行政が考えてやらないと目標達成は厳しい。それと経営の圧迫が大きな点として出てくる。新たな支援対策を行政として取り組んでいく必要がある。豆腐業界だけでなく他の業界にもかかわってくる。

議長（西澤会長）

受入制限と行政支援策をセットにしないと業者には厳しい。

事務局（課長）

次回以降、減量化の方策を検討していただきますが、併せ産廃については、豆腐製造業者さんのおからの問題が非常に大変だと思います。当然その中で方策を検討していただきたいと思

いますが、私どもも、積極的に情報を提供した中でできるだけ対応していきたい。

三条市では、バイオマスタウン構想を検討しています。10月ころには一定の方向が出ると思いますが、その中でも食品残渣について検討しておりますので、それをあわせた中で審議会でも検討していただきたい。

補助制度については、商工課に話をしてきましたが、今の段階では融資制度しかない。補助制度については、商工関係を含めた今後の検討課題になりますが、今の段階ではないということでご理解をお願いしたい

議長（西澤会長） まだ、バイオマスタウン構想は見えていない状況ですか。

事務局（課長） 今、検討中ですので、もう少し時間がかかります。

議長（西澤会長） とりあえず対策は、リサイクル方策で十分議論するということで、この事務局提案を了承いたしましょうか。

佐久間委員 そうですね、弾力的に運用してもらうかたちで。

議長（西澤会長） 弾力的な運用、中身としては。

佐久間委員 方策は了承せざるを得ないと思います。

議長（西澤会長） ただし、運用については、確かにガチガチにやられるとたまらないということもありますよね。

佐久間委員 以前のアンケートの中でもありましたが、零細のところは廃業しなければならない業者も出てくると思います。

議長（西澤会長） 受入数量制限については、弾力的に運用するという言葉を入れますかね。

野崎委員 受入数量を書かずにやわらかな表現にしてはどうか。

議長（西澤会長） 目安を示しておいて弾力的な運用としてはどうか。事務局いかがですか。

事務局（課長） 減量化につきましては、25年度までにどうしても5,526トン減らさなければならない。循環型社会形成推進地域計画によって、これからつくる施設等に影響を及ぼす中でどうしても実現したい目標です。その中で、先ほどご審議いただいた有料化の問題、それと併せ産廃の問題、その他に家庭用プラスチックの分別資源化と、今後施策を実施していきますが、併せ産廃でどうしても1,890トン削減していかないと非常に目標達成が難しい状況ですので、21年度から400トン、だんだん減らして行って25年度の50トン、これについてはどうしてもお願いしたいと考えております。

弾力的な運用については、今の段階では具体的な案はございませんが、受入許可申請と減量化計画をどうするかについては、これから事務局で検討した中で、審議会でもお話をさせていただければと思います。表現的に「弾力的な運用」というと非常にぼやけてきますので、内容としては、年度を明確化した中で基本的には減量するという方向で考えています。

佐久間委員 減量化の努力に関してですが、いろんな方法があると思うが、機械とか設備については詳しい知識があるわけではない。資料があれば事務局で出していただきたい。そうでないと、何をやっていいのかわからない。今、手に入るものを審議会に提出してもらいたい。

事務局（課長） できるだけ情報収集した中で提供していきたい。

中村委員 三条市は本当にモノづくりをやっているところなので、商工課と連携して、おからを減量するような機械の開発といった命題でコンペをやってはどうか。よそから機械を持ってくるのではなくて、リサイクルとモノづくりを合わせてはどうか。行政と民間が連携して良いものを三条から発信できるように行政で横のつながりをしてもらいたい。

事務局（部長） バイオマスタウン構想は、「産・学・官」が協働した中で、どういったシステムづくりができるのか、今検討しております。今年中や来年中とはいきませんが、こういう計画の中でそういったものを活かして、三条市的な循環型社会が形成できるように行政としても努力させていただきたいと思っております。できればそういったものを答申書の中に盛り込んでいただきたい

いと思っております。

議長（西澤会長）　　そういう研究開発もバイオマスタウン構想の中で取り組んでもらいたい。

五十嵐副会長　　三条工業会には技術開発委員会があります。今後アンケートをとって困っているごみの問題を拾い出そうと思っています。  
工業会としては、問題を拾い出した中で検討することも、ひとつの解決方法ではないかと思っています。

議長（西澤会長）　　現に困っていることを把握するということですね。  
事務局としては、「弾力的な運用」という言葉を入れたいとのことですが、いかがでしょうか。

佐久間委員　　バイオマスタウン構想がしっかりこれから策定できて、それが順調に活動できれば、おそらくこの数量達成は難しいものではないと思います。それが間に合わなければ、産業廃棄物の資源化施設に持ち込むか、自社でやるということを市で強力に指導することになると思います。これに関しては、ここまで削減しないと新しい焼却施設が稼働できないのであれば、私どもはこれを見直ししてくださいと言う訳にはいかない。

議長（西澤会長）　　事務局原案を了承することでよろしいでしょうか。（意見なし）それではこの併せ産廃の受入基準については事務局原案を了承いたしました。  
最後に今後の審議会開催スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局（補佐）　　＜議題3号：今後の審議会開催スケジュールについて説明＞

議長（西澤会長）　　バイオマスタウン構想は、第9回審議会のときはある程度見えてきますか。

事務局（課長）　　10月を目処につくっていきますので、おおむねの姿であれば見えてきます。

議長（西澤会長）　　第10回のときにはバイオマスタウン構想ができあがっていますか。

事務局（課長）        その構想を国へ申請して認定を受けますので、おそらく 11 月の第 10 回の段階では申請が済んでいると思います。申請をすればその内容は表に出せますので、この審議会でお話ができます。

議長（西澤会長）        あらかたの構想は第 9 回のおきにを見せていただけますか。

事務局（課長）        あらかたの内容はお話できます。

議長（西澤会長）        9、10、11 回をかけて減量化方策をまとめ上げる。おそらく事務局の考えとしては、9、10 回で議論を済ませて、11 回は答申案という形を議論したいということですね。まあ、9、10 回で足りなければ 12 月に開催することもありえるわけですね。

事務局                    はい。

議長（西澤会長）        <次回の日程調整>  
以上で本日の第 8 回審議会を終了いたします。